

給与支払報告書の作成誤りについて

1 概要

令和7年分の年末調整等に関する書類については、令和7年10月21日（火）から順次、源泉徴収義務者の方に対し、発送しています。

このうち、給与支払報告書（3枚複写）について、2枚目（税務署提出用）と3枚目（受給者交付用）を入れ違いにして丁合・接着した可能性があることが判明しました。

正）1枚目：市区町村提出用、2枚目：税務署提出用、3枚目：受給者交付用 誤）1枚目：市区町村提出用、2枚目：受給者交付用、3枚目：税務署提出用
--

上記の「誤」の順に丁合・接着されている場合、誤った3枚目（税務署提出用）に複写がされません。

なお、内容の記載項目に誤りはありません。

つきましては、当該年末調整等関係書類を受け取られた納税者の皆様におかれましては、大変お手数ですが、以下のご対応をお願いいたします。

2 対応方法

（1）給与支払報告書を未記入（未作成）の方

- ・ 給与支払報告書が上記「正」の順に接着されているか否か確認していただくとともに、
- ・ 上記「誤」の順に接着されている場合には、記入する前に当該給与支払報告書の接着をはがし、2枚目と3枚目を入れ替えて、上記「正」の順に3枚を重ねた上で記入していただくよう、お願いいたします。

（2）給与支払報告書を記入済（作成済）の方

- ・ 給与支払報告書が上記「正」の順に接着されているか否か確認していただくとともに、
- ・ 上記「誤」の順に接着されている場合には、3枚目（税務署提出用）に複写がされませんので、お手数ではございますが、3枚目（税務署提出用）に改めて記入の上、ご提出をお願いいたします。
- ・ なお、給与支払報告書の2枚目（税務署提出用）及び3枚目（受給者交付用）については、国税庁ホームページにも掲載しております（以下の参考のとおり）ので、印刷してご利用いただくことも可能です。
- ・ おって、所轄税務署にご連絡していただければ、正しい給与支払報告書を郵送させていただきます。

（参考）給与所得の源泉徴収票（令和7年12月以後用）手書用（PDF/320KB）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r07/01.pdf>

給与所得の源泉徴収票（令和7年12月以後用）入力用（PDF/280KB）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/pdf/r07/02.pdf>